




《ワンポイント解説》

Q. 地域資源活用事業、農商工連携事業、新連携事業とは？

A. 中小企業者による新商品・新サービスの開発事業計画を3つの法律に基づき国が認定する制度です。認定後は、各種支援措置が活用できるほか、中小機構が事業計画策定から商品開発、販路開拓に至るまで一貫してサポートしています。

	地域資源活用事業	地域の強みとなりうる産地の技術、農林水産物、観光資源等の地域資源を活用して新商品・新サービスの開発・生産等を行い、需要の開拓を行うことです。 根拠法：中小企業地域資源活用促進法
	農商工連携事業	農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を越えて協力し、お互いの強みを活かして売れる新商品・新サービスの開発・生産等を行い、需要の開拓を行うことです。 根拠法：農商工等連携促進法
	新連携事業	事業分野を異にする複数の中小企業が有機的に連携し、その経営資源を組み合わせ、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることです。 根拠法：中小企業新事業活動促進法